

「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度を開始します

島根県では、福祉・介護人材確保対策の一環として、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度を開始します。

1 制度概要

人材育成や処遇・職場環境の改善に積極的に取り組む島根県内の福祉・介護事業者に「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」として宣言していただき、その取組について、これからの進路を考える若者や求職者へ情報発信する制度です。福祉・介護業界への人材の参入の促進を図ることを目的としています。

2 宣言対象

次のいずれかに該当する島根県内に所在する事業所等で、別表に記載のあるものが対象となります。

- (1) 介護保険法、社会福祉法、老人福祉法に基づく指定又は許可を受けた事業所及び事業所を設置する法人
- (2) 児童福祉法に基づく指定を受けた障害児通所・入所支援施設及び事業所を設置する法人
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定を受けた事業所及び事業所を設置する法人

3 宣言する取組

(取組の例)

分類	取組項目（主なもの）
処遇・職場環境の改善	明確な給与体系の導入、業務改善の取組、休暇取得・育児介護との両立支援、健康管理に関する取組、福利厚生制度の取組
キャリアパスと人材育成	キャリアパス制度の導入、人材育成計画の策定と研修の実施、資格取得に対する支援
新規採用職員の育成体制	新規採用者育成計画の策定と研修の実施、OJT指導者・エルダー等への研修実施
その他	地域における公益的な活動や地域交流等の取組

上記の表のような人材育成、処遇・職場環境の改善等にかかる事業者の取組について、事業者自らの宣言内容を、島根県のホームページで公表します。

4 宣言申請受付

令和5年11月20日（月）から随時受付を行います。